

令和3年10月14日

自然科学研究機構国際連携研究センター

## 自然科学研究機構国際連携研究センター不正使用防止計画

自然科学研究機構国際連携研究センター（以下「センター」という。）において、公的研究費の適正な使用を徹底するため、大学共同利用機関法人自然科学研究機構における競争的研究費等取扱規程（平成19年自機規程第70号）第6条第1項に基づき、不正使用防止計画を次のとおり策定する。

### 1. 機関内の責任体系の明確化

不正発生要因	具体的防止計画
○ センターの競争的研究費等の運営管理について、実質的な責任者と責任の範囲等を更に明確にする。	1. コンプライアンス推進責任者は国際連携研究センター長をもって充てる。
○ 責任の範囲や権限など規程に対する認識が低下する。	2. 使用防止への取組に関する方針及び意思決定手続をホームページに掲載しセンター内外に周知する。

### 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因	具体的防止計画
○ 競争的研究費等のルールが実態と乖離している。	1. ルールの明確化・統一化 (1) 毎事業年度に、不正使用防止計画の理解しやすさ、また実態との乖離について点検を行い必要に応じて不正使用防止計画の見直しを行う。 (2) 競争的研究費等に関する規程や使用ルール等をホームページに掲載し、運営・管理に関わる者に周知するとともに、新たに運営・管理に関わる者に対して使用ルールの説明を行う。
○ 研究者及び事務職員の規範意識が低下する。	2. 職務権限の明確化 (1) 競争的研究費等の事務処理に関する構成員と権限については業務フローを作成し、責任の所在を明確にする。

<p>○ コンプライアンス意識が低下する。</p>	<p>3. 関係者の意識向上</p> <p>(1) 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を行う。</p> <p>(2) コンプライアンス教育を受けた者の理解度を把握する。</p> <p>(3) これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るため競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し誓約書の提出を求める。</p> <p>(4) 誓約書を提出しない者については、競争的研究費等に申請できないものとし、また運営、管理に関わることができないものとする。</p> <p>(5) 不正を起こさせない組織風土を形成するため、定期的に啓発活動を実施する。</p>
<p>○ 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関して不明確である。</p>	<p>4. 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>(1) 機構内外からの告発等の通報窓口を競争的研究費等の不正使用に関する通報窓口規程に基づき設置する。</p> <p>(2) 不正に係る情報が告発された場合は、競争的研究費等の不正使用に関する通報窓口規程に基づき迅速に不正使用防止担当理事及び機構長に報告する。</p> <p>(3) 告発を受けた場合は、競争的研究費等の不正使用への対応に関する規程に基づき調査を行い、当該調査の要否を配分機関に報告する。</p>

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生要因	具体的防止計画
<p>○ 不正使用防止への取組に対する担当者又は部署を更に明確にする。</p>	<p>1. 国際連携研究センター事務担当（以下「事務担当」という。）及び事務局財務課が不正</p>

	<p>使用防止計画の推進を担当するものとする。</p> <p>2. 国際連携研究センター運営委員会において不正使用を発生させる要因を整理し、その要因に対応する具体的な対策を策定・実施する。</p>
--	--

4. 研究費の適正な運営・管理活動（機構内各機関に勤務する職員に配分された予算及び当該職員に交付された競争的研究費等の執行を除く。）

不正発生要因	具体的防止計画
<p>○ 研究費が計画的に執行されない。</p> <p>○ 検収を行う体制を更に明確にする。</p>	<p>1. 事務担当は、予算執行状況を把握することが可能である財務会計システムを活用し、常に予算の執行状況を把握し、研究者に対して計画的な執行に努めるよう促し、執行が遅滞することが危惧される場合は、注意喚起する。また、事務局財務課もセンターの予算執行状況に留意し、必要に応じて指導助言を行う。</p> <p>2. 購買</p> <p>(1) 物品等の発注は、事務担当からの発注依頼に基づき支出財源の確認を行った上、全て事務局財務課の契約担当が行う。</p> <p>(2) 検収は原則として財務課の検収担当が行う。ただし、事務局以外に納品する必要がある場合及び検収に専門的知識を要する場合には、必要に応じてその物品等の購入依頼者及び発注担当以外の者を検査職員に発令して検収を行う。なお、物品等の購入等に際して、私金立替が行われた場合は、業者等の領収書及び立て替えた者から理由書を提出させ、検収を行う。</p> <p>(3) データベース、プログラム、デジタルコンテンツについては検収担当がソフトウェアの画面を確認する。検収担当が確認できない場合は起動画面の写しを添付</p>

<p>○ 業者に対して不正な取引を防止する対策を講じる。</p> <p>○出張の事実確認が不十分となる。</p>	<p>する。</p> <p>(4) 財務課の検収担当の検収が困難で、検収業務を省略するものについては、別に検収方法を定め定期的に抽出による事後確認を行う。</p> <p>(5) 換金性の高い物品については、必要に応じ小額資産と同様の管理を行う。</p> <p>(6) 不正な取引に関与した業者に対しては、関係規程に基づき取引停止等の措置を行う。</p> <p>(7) 業者に対しては機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。</p> <p>3. 旅費</p> <p>出張の際には、依頼出張の場合も含め、事務担当者は、原則として事前に財務会計システムに出張期間、用務先及び用務等の出張情報を登録する。</p> <p>出張者は、出張終了後、旅行の事実確認のため、以下の書類を事務担当に提出する。ただし、事務局及び各機関へ会議、シンポジウム等出張の場合は主催者が作成した出張確認書で確認することができるものとする。</p> <p>(1) 出張報告書（必要に応じて学会等のプログラム等を添付）</p> <p>(2) 航空機利用の国内出張の場合は、航空券の領収書及び搭乗券の半券</p> <p>(3) 外国出張の場合は、旅行日程表、航空券の見積書、領収書、搭乗券の半券</p> <p>(4) 勤務地から用務地及び用務地から用務地間の移動に鉄道（外国における移動に係るもの）、船舶、車等（バス、タクシー、レンタカー）を利用した場合は、その領</p>
--	---

<p>○謝金及び賃金の事実確認が不十分となる。</p>	<p>収書等</p> <p>4. 謝金</p> <p>(1) 謝金による業務実施を事前に把握するため、実施者は実施開始の前日までに予算責任者の決裁が終わった謝金業務の実施伺いを事務局財務課契約担当に提出する。</p> <p>(2) 作業補助のアルバイトについては、出勤表に勤務時間等を自筆で記入させ、実施者が勤務実態を管理する。更に、財務課の検収担当が業務の実施状態を確認する。</p> <p>(3) 業務終了後、実施者から提出された謝金実施報告書の内容を財務課の検収担当が確認した上で支払手続を行う。</p> <p>5. 賃金</p> <p>(1) 事務局以外で業務を行う非常勤職員については随時に出勤状況を確認する。</p>
-----------------------------	--

#### 5. 情報発信・共有化の推進

不正発生要因	具体的防止計画
<p>○ 制度の変更により、不正使用防止計画や管理・監査体制が適切なものになくなる。</p>	<p>1. 競争的研究費等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。</p> <p>2. 競争的研究費等の不正への取組に関する機関の方針、相談窓口、通報窓口、処分等をホームページに掲載し周知する。</p> <p>3. 定期的に監査や業務体制及び問題点の把握に努め、必要に応じて不正使用防止計画を見直す。</p>

#### 6. モニタリングの在り方

不正発生要因	具体的防止計画
<p>○ 制度の変更により、不正使用防止計画や管理・監査体制が適切なものでな</p>	<p>1. 内部監査において、不正使用防止計画に照らして会計書類の形式的要件等が具備さ</p>

<p>くなる。</p>	<p>れているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。</p> <p>2. 内部監査において実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。</p> <p>3. 監査報告を基に定期的に監査や業務の体制及び問題点の把握に努め、必要に応じて不正使用防止計画を見直す。</p>
-------------	--

7. 機構内各機関に勤務する職員に配分された予算及び当該職員に交付された競争的研究費等の執行

不正発生要因	具体的防止計画
<p>○ 職員の研究場所と事務担当者の場所が離れているため研究費の適正な運営・管理活動が不十分となる場合がある。</p>	<p>国際連携研究センターの職員が研究室を置く機関の担当部署において執行事務を行う。</p> <p>当該職員は勤務場所とする機関の執行ルールに従うものとする。</p>

付則

この防止計画は、令和3年10月14日から施行する。